



貿易円滑化における制度の変遷

貿易円滑化とは一体何でしょうか？

世界貿易機関(WTO)の報告書¹によれば、貿易円滑化とは「輸出入プロセスの簡素化、現代化及び調和」であり、その取組は貿易に係るコスト・時間の削減に大きな影響を及ぼすとされています。そのため、貿易の拡大を通じて経済の成長を促進する観点から、特に経済活動のグローバル化が急速に進む近年、その重要性が認識されているところです。ここでは、税関における貿易円滑化の取組のいくつかを紹介します。

¹ World Trade Organization (2015). "WORLD TRADE REPORT 2015"
(https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_trade_report15_e.pdf)

— 輸出入通関の迅速化・選択肢の拡大

「到着した輸入貨物をできるだけ早く引き取りたい」、これは貨物を輸入した際に誰もが考えることではないでしょうか。税関ではこの希望に応えるべく、平成3(1991)年に、原則すべての輸入貨物について「予備審査制」を導入しました。これにより、貨物が日本に到着する前に税関の審査を受けておくことができ、検査の要否も知ることができるようになりました。平成8(1996)年には、予備審査制を利用した貨物のうち検査が行われない貨物について、保税地域等(⇒42ページ)に搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われれば直ちに輸入許可を受けることができる制度(到着即時輸入許可制度)を導入しています。

また、輸出促進も貿易円滑化の重要な視点です。平成23(2011)年には、それまで原則保税地域に貨物を搬入した後でなければできなかった輸出申告を保税地域に搬入する前に行うこともできるようになりました。貨物が自社の倉庫などにある状態で輸出申告ができるため、船積みまでのリードタイムの短縮に繋がっています。

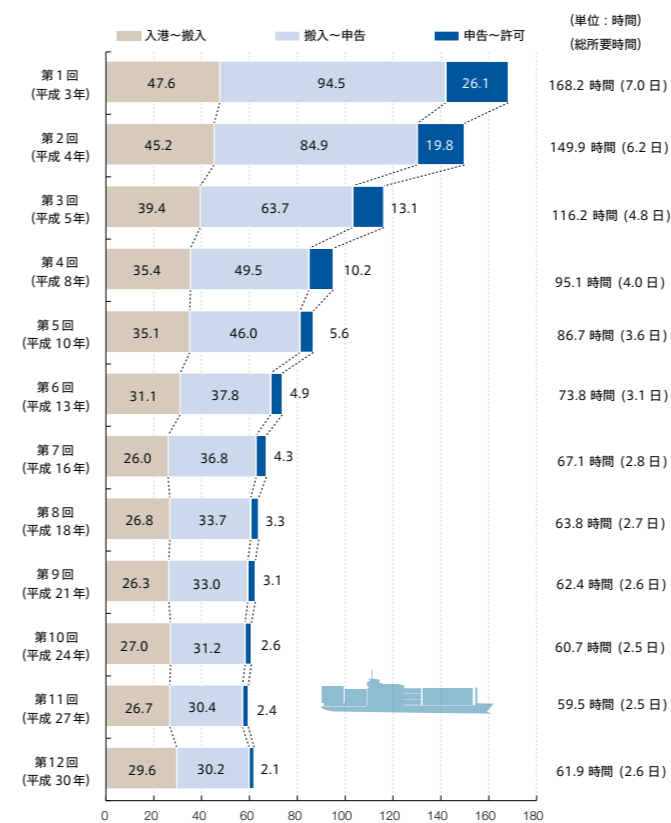
さらに、輸出入通関に係る取組として、平成29(2017)年に導入した輸出入申告官署の自由化制度をご紹介します。貨物の輸出入申告は、原則として貨物が置かれている保税地域等を管轄する税関官署に行くこととされていますが、この原則を維持しつつ、平成29(2017)年10月8日以降、AEO事業者(⇒50ページ)であればいずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことが可能となりました。AEO事業者が輸出入申告を行う官署の選択肢が広がり、輸出入に係る事務の効率化やコスト削減を図ることが可能となったことから、貿易円滑化に大きく資することが期待されています。

さて、貿易円滑化のための各種取組が、実際にどの程度効果を発揮しているのか評価することも重要です。税関では定期的に輸出入通関手続の所要時間の調査を実施しています。過去12回の調査結果を次ページに示していますが、平成3(1991)年の第1回調査以降、所要時間が着実に短縮されています。税関は今後も、利用者の利便性の向上などを通じた貿易円滑化の取組を行っていきます。

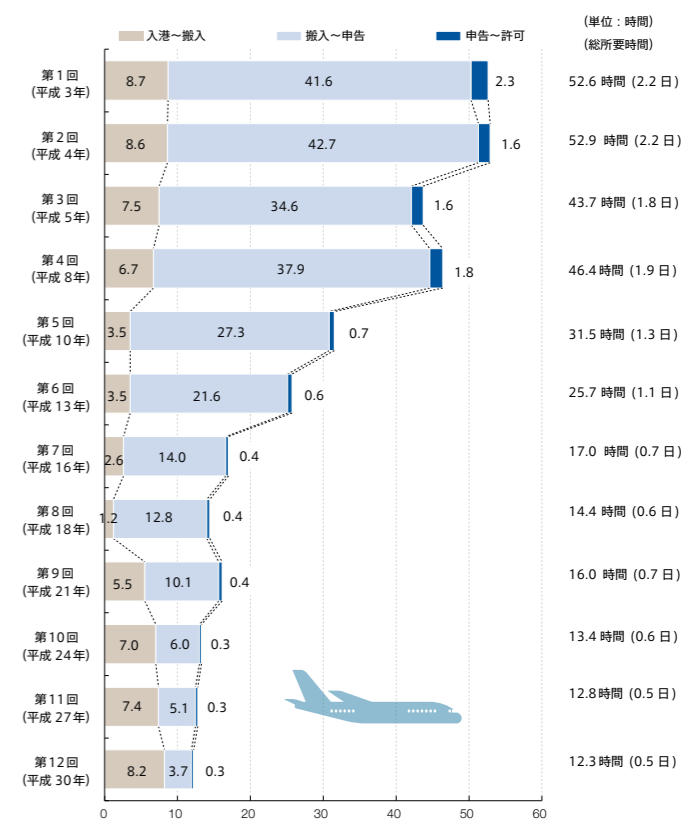


日本経済の
成長を後押し
貿易円滑化における
制度の変遷

輸入通関手続の所要時間調査集計結果(海上貨物)



輸入通関手続の所要時間調査集計結果(航空貨物)



(注) 端数処理(単位未満四捨五入)の関係で「入港～搬入」、「搬入～申告」、「申告～許可」の合計時間と総所要時間は必ずしも一致しない。

— 貿易円滑化とセキュリティ確保

最後に、税関における貿易円滑化の取組を語る際に忘れてはならないのがAEO制度です。詳細は次ページでご紹介しますが、税関は、AEO制度を通じた事業者とのパートナーシップの構築により、現在国際物流において大きな課題となっている、貿易円滑化とセキュリティ確保の両立に取り組んでいます。